

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 3 1 号

川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例
(川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年川崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号イ中「35人」を「30人」に改め、同条第5号に次のように加える。

ウ ア及びイにより置かなければならない保育士登録を受けている者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5

年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができること。この場合において、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第3条第10号に次のように加える。

シ 法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置が講じられていること。

附則第4項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第8項の表中

「

附則第4項	第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者	幼稚園教諭免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者
-------	---	-----------------------------

」

を

「

第3条第5号ウ	第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	特定理学療法士等
附則第4項	第3条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者	幼稚園教諭免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者

」

に改める。

附則に次の1項を加える。

- 9 第3条第5号ウ及び附則第7項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録を受けている者（同号ウ後段の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（令和6年川崎市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「第3条第4号ア」の次に「（㊦に係る部分に限る。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及

び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第3条第4号ア（㊦に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この場合において、改正前の条例第3条第4号ア（㊦に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第10号に次のように加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、第1条の規定による改正後の川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第4号イの規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。